

令和 5 年 12 月 6 日

青森市政記者会 様

青森市総務部長

懲戒処分について

本市職員を地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分としたので、別紙のとおりお知らせいたします。

【問合せ先】

青森市総務部人事課

担当：課長 村田、主幹 菅原

電話：017-734-5093

別紙

長期欠勤について

(1) 事案の概要

令和5年7月31日(月)から同年11月30日(木)までの期間において、84日間欠勤したものの。

なお、本事案は、被処分者が、令和5年7月28日(金)以降連絡のないまま行方不明となり、所在及び失踪理由が判明しなかったことから、分限処分として免職とする手続を行っていたところ、同年11月20日(月)、被処分者から連絡があり、失踪理由が明らかとなったことから、改めて、正当な理由のない長期欠勤を理由とした懲戒処分としたもの。

(2) 被処分者及び処分量定

福祉部生活福祉二課 主事 今 卓也 (32歳) 免職

(3) 処分日

令和5年12月6日